

我孫子市高齢者住宅改造費助成規則を廃止する規則

我孫子市高齢者住宅改造費助成規則（平成12年規則第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則の一部改正）

2 我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則（平成12年規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（助成の要件）</p> <p>第18条 住宅改造費助成事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3）</u> 略</p> <p><u>（4）</u> 略</p>	<p>（助成の要件）</p> <p>第18条 住宅改造費助成事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 我孫子市高齢者住宅改造費助成規則（平成12年規則第27号）に基づき助成を受けることができない者であること。</u></p> <p><u>（4）</u> 略</p> <p><u>（5）</u> 略</p>

様式第5号中

「令和 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。